イ　当該契約の締結に当たっては、施設給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者（法第六十三条の三の二第一項又は第二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者を含む。）をいう。以下同じ。）に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。

ロ　当該契約の内容について、施設給付決定保護者から文書により同意を得ること。

ハ　食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料について、その具体的な内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程（指定施設基準第三十五条、第五十八条、第六十七条及び第七十七条に規定する運営規程をいう。）への記載を行うとともに、指定知的障害児施設等の見やすい場所に掲示を行うこと。

二　食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料

イ　食事の提供に要する費用に係る利用料

食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料は、食材料費及び調理等に係る費用に相当する額を基本とすること。ただし、指定知的障害児施設等に通う障害児に係る施設給付決定保護者のうち、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「令」という。）第二十七条の十一第一項第二号から第四号までに掲げる者及び同項第一号に掲げる者のうち、施設給付決定保護者及び施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定施設支援（法第二十四条の二第一項（法第六十三条の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）のあった日の属する年度（指定施設支援のあった日が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）の額を合算した額が二万円未満であるものについては、食材料費に相当する額とすること。

ロ　光熱水費に係る利用料

光熱水費に係る利用料は、光熱水費に相当する額とすること。

○厚生労働省告示第五百六十六号

児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号）に基づき、厚生労働大臣が定める障害児の数の基準及び障害児施設給付費の算定方法を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣　柳澤　伯夫

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準及び障害児施設給付費の算定方法

一　指定知的障害児施設（児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十八号。以下「指定施設基準」という。）第一条第二号に規定する指定知的障害児施設をいう。以下同じ。）、指定第一種自閉症児施設（同条第三号に規定する指定第一種自閉症児施設をいう。以下同じ。）又は指定第二種自閉症児施設（同条第四号に規定する指定第二種自閉症児施設をいう。以下同じ。）において指定施設支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の二第一項（法第六十三条の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）（法第七条第三項に規定する知的障害児施設支援に係るものに限る。以下この号において同じ。）を行った場合に、指定施設支援を受ける障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における知的障害児施設給付費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準	厚生労働大臣が定める知的障害児施設給付費の算定方法
(1)　入所定員が五十人を超えない指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設　一日の障害児の数が、入所定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合 (2)　入所定員が五十人を超える指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設　一日の障害児の数が、入所定員の数から五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数に五を加えた数を超える場合	指定施設支援費用額算定基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号。以下「指定施設支援費用額算定基準」という。）別表障害児施設給付費単位数表（以下「障害児施設給付費単位数表」という。）の例により算定する。

二　指定知的障害児通園施設（指定施設基準第一条第五号に規定する指定知的障害児通園施設をいう。以下同じ。）において指定施設支援（法第七条第四項に規定する知的障害児通園施設支援に係るものに限る。以下この号において同じ。）を行った場合に、指定施設支援を受ける障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における知的障害児通園施設給付費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準	厚生労働大臣が定める知的障害児通園施設給付費の算定方法
イ　平成十八年十月一日から平成二十年三月三十一日までの間 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1)　指定知的障害児通園施設の過去三月間の障害児の数の平均値が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合 (一)　入所定員の数が三十人以下の指定知的障害児通園施設　入所定員の数に三を加えて得た数を超える場合 (二)　入所定員の数が三十一人以上の指定知的障害児通園施設　入所定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合 (2)　指定知的障害児通園施設の一日の障害児の数が、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合 (一)　入所定員が十五人未満の指定知的障害児通園施設　入所定員の数に三を加えて得た数を超える場合 (二)　入所定員が十五人以上五十人以下の指定知的障害児通園施設　入所定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合 (三)　入所定員が五十人を超える指定知的障害児通園施設　入所定員の数から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた数を超える場合 ロ　平成二十年四月一日以降 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1)　指定知的障害児通園施設の過去三月間の障害児の数の平均値が、入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合 (2)　指定知的障害児通園施設の一日の障害児の数が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合 (一)　入所定員が五十人を超えない指定知的障害児通園施設　入所定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合 (二)　入所定員が五十人を超える指定知的障害児通園施設　入所定員の数から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた数を超える場合	厚生労働大臣が定める知的障害児通園施設給付費の算定方法 障害児施設給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設支援費用額算定基準の例により算定する。

三　指定盲児施設（指定施設基準第一条第七号に規定する指定盲児施設をいう。以下同じ。）、指定ろうあ児施設（同条第八号に規定する指定ろうあ児施設をいう。以下同じ。）又は指定難聴幼児通園施設（同条第九号に規定する指定難聴幼児通園施設をいう。以下同じ。）において指定施設支援（法第七条第五号に規定する盲ろうあ児施設支援に係るものに限る。以下この号において同じ。）を行った場合に、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、指定施設支援を受ける障害児の数が同表の中欄に掲げる基準に該当する場合における盲ろうあ児施設給付費については、同欄の下欄に掲げるところにより算定する。

施設の区分	厚生労働大臣が定める障害児の数の基準	厚生労働大臣が定める盲ろうあ児施設給付費の算定方法
指定盲児施設又は指定ろうあ児施設	(1) 指定盲児施設又は指定ろうあ児施設の過去三月間の障害児の数の平均値が、入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは(2)のいずれかに該当する場合 (イ) 入所定員が五十人を超えない指定盲児施設又は指定ろうあ児施設　一日の障害児の数が、入所定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合 (2) 入所定員が五十人を超える指定盲児施設又は指定ろうあ児施設　一日の障害児の数が、入所定員の数に百分の五十を乗じて得た数を超える場合	障害児施設給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を指定施設支援に用いて、費用額算定基準の例により算定する。
指定難聴幼児通園施設	イ　平成十八年十月一日から平成二十年三月三十一日までの間 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定難聴幼児通園施設の過去三月間の障害児の数の平均値が、次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する場合 (イ) 入所定員の数が三十人以下の指定難聴幼児通園施設　入所定員の数に三を加えて得た数を超える場合 (ロ) 入所定員が五十人を超える指定難聴幼児通園施設　入所定員の数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた数を超える場合 (2) 指定難聴幼児通園施設の一日の障害児の数が、次の(イ)から(ニ)までのいずれかに該当する場合 (イ) 入所定員が十五人未満の指定難聴幼児通園施設　入所定員の数に三を加えて得た数を超える場合 (ロ) 通園施設　入所定員が十五人以上五十人以下の指定難聴幼児通園施設　入所定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合 (ハ) 入所定員が五十人を超える指定難聴幼児通園施設　入所定員の数から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た数を超える場合 ロ　平成二十年四月一日以降 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定難聴幼児通園施設の過去三月間の障害児の数の平均値が、入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合 (2) 指定難聴幼児通園施設の一日の障害児の数が、次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する場合	障害児施設給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を指定施設支援に用いて、費用額算定基準の例により算定する。

四　指定肢体不自由児施設（指定施設基準第一条第十号に規定する指定肢体不自由児施設をいう。以下同じ。）、指定肢体不自由児通園施設（同条第十一号に規定する指定肢体不自由児通園施設をいう。以下同じ。）又は指定肢体不自由児療護施設（同条第十二号に規定する指定肢体不自由児療護施設をいう。以下同じ。）において指定施設支援（法第七条第六項に規定する肢体不自由児施設支援に係るものに限る。以下この号において同じ。）を行った場合に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、指定施設支援を受ける障害児の数が同表の中欄に掲げる基準に該当する場合における肢体不自由児施設給付費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

指定施設支援の区分	厚生労働大臣が定める障害児の数の基準	厚生労働大臣が定める肢体不自由児施設給付費の算定方法
入所による指定施設支援	(1) 入所定員が五十人を超えない指定肢体不自由児施設　入所定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合 (ロ) 入所定員が五十人を超える指定肢体不自由児施設　入所定員の数から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた数を超える場合	障害児施設給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を指定施設支援に用いて、費用額算定基準の例により算定する。
通所による指定施設支援	イ　平成十八年十月一日から平成二十年三月三十一日までの間 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児通園施設の過去三月間の通所による障害児の数の平均値が、次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する場合 (イ) 通所による入所定員が三十人以下の指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児通園施設　通所による入所定員の数に三を加えて得た数を超える場合 (ロ) 通所による入所定員が五十人を超える指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児通園施設　通所による入所定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合 (2) 指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児通園施設のいずれかに該当する障害児の数が、次の(イ)から(ニ)までのいずれかに該当する場合 (イ) 通所による入所定員が十五人未満の指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児通園施設　通所による入所定員の数に三を加えて得た数を超える場合 (ロ) 通所による入所定員が十五人以上十五人以下の指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児通園施設　通所による入所定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合	障害児施設給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を指定施設支援に用いて、費用額算定基準の例により算定する。
厚生労働大臣が定める肢体不自由児施設給付費の算定方法		障害児施設給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を指定施設支援に用いて、費用額算定基準の例により算定する。

(三) 通所による入所定員が五十人を超える指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児通園施設　通所による入所定員の数に当該通所による入所定員の数から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合

ロ　平成二十年四月一日以降

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

(1) 指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児通園施設の過去三月間の通所による障害児の数の平均値が、入所通所による入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合

(2) 指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児通園施設の一日の通所による障害児の数が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合

(一) 通所による入所定員が五十人を超えない指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児通園施設　通所による入所定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合

(二) 通所による入所定員が五十人を超える指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児通園施設　通所による入所定員の数に当該通所による入所定員の数から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合

五　指定重症心身障害児施設（指定施設基準第一号第十三号に規定する指定重症心身障害児施設をいう。以下同じ。）において指定施設支援（法第七条第七項に規定する重症心身障害児施設支援をいう。以下この号において同じ。）を行った場合に、指定施設支援を受ける障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における重症心身障害児施設給付費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準	厚生労働大臣が定める重症心身障害児施設給付費の算定方法
指定重症心身障害児施設の過去三月間の障害児の数の平均値が、入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは(2)のいずれかに該当する場合 (1) 入所定員が五十人を超えない指定重症心身障害児施設　一日の障害児の数が　入所定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合 (2) 入所定員が五十人を超える指定重症心身障害児施設　一日の障害児の数が、入所定員の数に当該入所定員の数から五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数に五を加えた数を加えて得た数を超える場合	障害児施設給付費単位数表の注七の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設支援費用額算定基準の例により算定する。

○厚生労働省告示第五百六十七号

児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号）に基づき、厚生労働大臣が定める児童等を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣　柳澤　伯夫

厚生労働大臣が定める児童等

一　児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号）別表障害児施設給付費単位数表（以下「障害児施設給付費単位数表」という。）第1の1の知的障害児施設給付費の注4の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからトまでに掲げるいずれにも該当する場合又はチに該当する場合

イ　障害児施設給付費単位数表第1の1の注4のイ又はロの規定に該当する知的障害児（以下「重度知的障害児」という。）が入所する建物（以下「重度知的障害児入所棟」という。）であって、児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「最低基準」という。）第四十八条において準用する同令第四十一条に定めるもののほか、指導室、遊戯室、食堂（配膳室を含む。以下同じ。）、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の保護指導にあたる職員の職務に要する部室並びに当該重度知的障害児入所棟に併設する重度知的障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、調理室、浴室、医務室及び静養室については、当該重度知的障害児入所棟と同一の敷地内にある他の建設の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとすること。

ロ　加算の対象となる障害児の居室は、一階に設けることとするほか、最低基準第四十八条において準用する同令第四十一条第二号の規定にかかわらず、次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合すること。

(1) 一室の定員は、四人を標準とすること。

(2) 必要に応じ、一人用居室及び二人用居室を設けること。

(3) 障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、三・三平方メートル以上であること。ただし、(2)の場合において一人用居室の一室の面積は六・六平方メートル以上、二人用居室の一室の面積は九・九平方メートル以上とすること。

ハ　便所の数は、男子五人につき大便所及び小便所各一以上、女子五人につき一以上とすること。

ニ　重度知的障害児入所棟の定員は、おおむね二十人以上とすること。

ホ　重度知的障害児入所棟は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならないこと。

ヘ　重度知的障害児入所棟は、原則として重度知的障害児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。

ト　重度知的障害児専用の屋外の遊び場は、重度知的障害児入所棟に併設するものとし、情緒の安定に役立つよう造園に工夫するとともに、必要な遊具を備え、重度知的障害児の安全な監護に必要な柵等の設備を設けること。

チ　当分の間、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）の市長を含む。以下同じ。）が適当と認めた施設については、この号に定める施設基準を満たすものとみなすことができるものとする。

障害児施設給付費単位数表第1の1の知的障害児施設給付費の注6の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

法第十一条第一項第二号ハに規定する都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）の判定に基づき、次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の一点の欄から五点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が二十点以上であると都道府県が認めた障害児

行動障害の内容	一点	三点	五点
ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	週に一回以上	一日に一回以上	一日中
ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	月に一回以上	週に一回以上	一日に頻回
激しいこだわり	週に一回以上	一日に一回以上	一日に頻回
激しい器物破損	月に一回以上	週に一回以上	一日に頻回
睡眠障害	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日